

第六十一回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 八 号 (刷 換 分)

昭和四十四年三月十八日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 大村 襄治君

理事 田中伊三次君

理事 濱野 清吾君

理事 神近 市子君

大竹 太郎君

千葉 三郎君

渡海元三郎君

中村 梅吉君

松野 幸泰君

河野 密君

山田 和君

山田 太郎君

出席國務大臣

法務 大臣 西郷吉之助君

出席政府委員

法務政務次官 小澤 太郎君

法務大臣官房長 辻 辰三郎君

法務大臣官房會計課長 安原 美穂君

法務省刑事局長 川井 英良君

法務省矯正局長 勝尾 録三君

法務省保護局長 鹽野 宜慶君

公安調査庁長官 吉橋 敏雄君

委員外の出席者

議員 神近 市子君

議員 猪俣 浩三君

議員 影山 勇君

法務大臣官房司 藤島 昭君

法務省刑事局長 寺田 治郎君

法務省矯正局長 矢口 洪一君

法務省保護局長 最高裁判所事務局長 最高裁判所事務局長 最高裁判所事務局長

最高裁判所事務局長 最高裁判所事務局長 最高裁判所事務局長

最高裁判所事務局長 最高裁判所事務局長 最高裁判所事務局長

最高裁判所事務局長 最高裁判所事務局長 最高裁判所事務局長

最高裁判所事務局長 最高裁判所事務局長 最高裁判所事務局長

最高裁判所事務局長 最高裁判所事務局長 最高裁判所事務局長

三月十四日
最高裁判所事務局長 佐藤 千速君
総局刑事局長 専 門 員 福山 忠義君

委員渡海元三郎君辞任につき、その補欠として
椎名悦三郎君が議長の指名で委員に選任され
た。

同日
委員椎名悦三郎君辞任につき、その補欠として
渡海元三郎君が議長の指名で委員に選任され
た。

同日
委員柳田秀一君及び西村榮一君辞任につき、そ
の補欠として中谷鉄也君及び岡澤完治君が議長
の指名で委員に選任された。

同日
委員中谷鉄也君及び岡澤完治君辞任につき、そ
の補欠として柳田秀一君及び西村榮一君が議長
の指名で委員に選任された。

本日(火曜日)に付した案件
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内
閣提出第一九号)
死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時
特別に関する法律案(神近市子君外七名提出、
第五十八回国会衆議院第三号)

法務行政に関する件
檢察行政に関する件
人權擁護に関する件

○高橋委員長 これより会議を開きます。
法務行政に関する件、檢察行政に関する件及び
人權擁護に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。松本善明君。
○松本(善)委員 公安調査庁の長官に伺いたい
のですが、本国会が始まりましてから、予算委員会
で長官は、共産党系の学生団体が大学の人民管理
をしようとしているという趣旨の発言をしまし
た。そのことに関係して、きょうとお聞きしたい
わけです。

きょうは、長官の到着が十五分近くおくれたた
めに、委員会を開けなかつたわけです。公安調査
庁は、これは単に時間がおくれたというだけでは
なくて、自分の権限がやはり国会に基づいて民主
的に法に従って運営をされなければならぬとい
うことについての軽視ではないかと思うのです。

公安調査庁は、そういう点、ほんとうに民主的に
憲法に従った権限を尊重するという事で動いて
いるかどうか。最初に、きょうおくれたことも
関係をして、きょうと答えてください。

○吉橋政府委員 ただいま松本委員からの御抗議
であります。私のところへ先ほど連絡があつた
のは七分前でありまして、その前に、本日の公
安局の総務部長会議をやつておまして、それに
出席しておりました。それで六分前に連絡があり
ましたので、直ちにここへ参つた次第で、時間的
には十五分おくれたということですが、まことに
その点は申しわけないと思ひますが、さうない
きさつではせまじいわけでございます。

○松本(善)委員 あとから法務省の内部で聞いて
おいてもいいが、ずっと前から法務省の政府
委員室の人は、私のところに、長官に対する質問
はどういうものかといつて盛んに聞きにきてい
るのです。内部であつたに伝わらなかつたのはど
ういふことか知らぬけれども、よく調べてさうい
うことのないようにしてもらいたい。

それから、いわゆる全学連といわれている全国
学生自治会総連合、この委員長が田熊和貴君、そ

れから全国で五百五十名の自治会のうち七割以上
を組織しているこの全国学生自治会総連合、これ
をあなたは日共系というふうに言つておるのだ
か。

○吉橋政府委員 いわゆる全学連というのは(松
本(善)委員)簡単に答えてください。あまり時間
がない。みんなきょうは忙しいのだからと(呼ぶ)
全学連というのは、御承知のように旧三派、すな
わち革マル全学連、中核派全学連、反帝全学連、
いわゆるさうな全学連を呼称している全学連が
ございます。そのほかに、いわゆる日本共産党が
支持、支援しておられる全学連がございます。

○松本(善)委員 私の問いをちゃんと聞いて、そ
の上に答えてもらいたいのです。私の聞いてい
るのは、委員長が田熊和貴君、そして全国五百五十
名の自治会のうち七割以上を組織している全国学
生自治会総連合というのを、あなたは日共系と
言つておるのか、こういうのです。

○吉橋政府委員 そのとおりでございます。
○松本(善)委員 この全国学生自治会総連合には
一貫した方針があると思ひますが、それをあなた
はどういうふうな理解をする。これは当然に綱領
でありますとか、あるいは方針だとか、きつと
出ていると思ひます。この団体は一体何を目的と
しておると考えておるか。

○吉橋政府委員 これは日本共産党のほうでよく
御存じ……。

○松本(善)委員 そんなことはここで聞けますか
あなたが何と考へているかといふことを聞いてお
るのですよ。

○高橋委員長 お静かに、松本さん。
○松本(善)委員 そういふ国会を侮辱するような
ことを言うからです。

○吉橋政府委員 日本共産党が支持し、支援して
いる全学連でございます。基本的な方針、活動等

においても、支持、支援しているという全学連でございませう。

○松本(善)委員 あなたも冷静に——国会での質問です。だから、何を聞かれておるかということとをちゃんと聞いて、そしてそれに沿うように答えてもらわないと困ります。この団体が一体何を目標として活動しているのか、どういうふうに考えて、何をしようとしておるのか、このことをあなたのはうはどう考えておるのか、これを聞いておるのです。共産党が支持しておるとかなんとかということは聞いてない。

○吉橋政府委員 抽象的にいえば、大学の民主化であります。

○松本(善)委員 この全学連の指導部は、どういふふうな選ばれた方ではおるといふふうに考えていますか。

○吉橋政府委員 全学連は、御承知のように、各大学の自治会を基盤として、自治会において各選挙されたものがその執行部を形成し、それが全学連に加盟して全学連を形成しておるのでございませう。

○松本(善)委員 そうすると、大学の民主化ということを一口に言えば、そのことを目的にし、そして自治会の各団体から選挙によって選ばれた指導部が出ておる。こういう団体をいわゆる日共系というふうに呼ばれる根拠は、一体どこにあるのですか。

○吉橋政府委員 先ほども申し上げましたように、この全学連の歴史等を見ますと、昭和二十三年ころでしたか、いわゆる全学連というものが結成されて、その後そこからいろいろな派が分かれて、それで三十九年でしたか、このいわゆる日本共産党が支持される全学連というものが再建されて、それで今日に及んでおるのが、この全学連でございませう。

○松本(善)委員 あまり正確に答えてないが、どうも共産党が支持しておるから日共系というふうな言う、こういうことなのでしょうね。あなたの答弁は、そういうことですか。

○吉橋政府委員 いわゆる世間で反日共系あるいは代々木系というように、全学連を呼称しているのはほかにもありますので、それを区別する意味において、日本共産党が支持、支援しておる全学連というふうに一応規定づけておるのであります。

○松本(善)委員 共産党が支持をするとか、あるいはほかの各政党が支持をするという団体は、幾らもあります。たとえば国民協会の自民党は支持しておるが、そうすると、自民党系と、こういうふうに言うのか。すべての国民のつくっている団体を、一体政党がそれを支持をしていけば何々系というふうに言うのか。団体の構成というのは、委員長であるとか代表者をきちんと書いて、そして区別しておるのが普通です。やはりそういうふうにするのが正確ではないかと思いますが、こういう国会でありますとか、それから公式の場でその団体を特定するために、日共系とかあるいは社会党系であるとか、そういうようなことを言わずに、委員長がだれである団体、こういう名称の団体、こういう正式の名称をもつてするものが正当ではないかと思いますが、あなたのお考えはどうですか。

○吉橋政府委員 一応世間的にわかりいい意味でさように区別をいたしておるのでございませう。

○松本(善)委員 世間的にわかりいいと言われども、公安調査庁をはじめとするところが日共系と言っているので、報道機関も一応それを使っておる。このごろは、そういう言い方をやめてきておりませう。やはり正確に言うのがほんとうではないかというのを聞いておるのです。いままであなたが使った理由を聞いておるのではなくて、そういうふうな正確に言うのが、公式の場ではほんとうではないかというのを聞いておるのです。

○吉橋政府委員 さような考えもございませうので、正確な名称の区分については十分に考慮したい、かように思います。

○松本(善)委員 あなたは二月一日の予算委員会、日本共産党系の学生団体は、大学の民主化を

当面の対象にしているが、その真意は、大学の人民管理が真のねらいである。二月の十日にはさらに、大学の人民管理という意味は、日共系全学連の要求を主張し、ともに戦う学生、院生、教職員等の大学人による大学の管理を究極において目ざしている、というふうに述べました。これは大学を構成する教員であるとか、職員であるとか、大学院生、学生など、大学内の各層の意見を大学の運営に反映させる制度を確立するということとを、いわゆるいま申しました全学連は主張をしていくわけですが、このことを大学の人民管理というふうに言っているのですか。大学を構成する各層の意見を反映をさせるということとを全学連は主張しているのだけれども、そのことをさして大学の人民管理というふうに言っているのかどううか。

○吉橋政府委員 先ほど御指摘の衆議院予算委員会及び先般の参議院の予算委員会、私が究極において全学連は人民管理を目ざしているのだというふうな申し上げました根拠は、松本委員にも提出いたしました全学連の第十九回定期全国大会基調報告等を総合的に検討、分析した結果、さような見解を持ったものでございませう。

○松本(善)委員 私が結論的に聞いたのは、できるだけ時間を節約しようと思ったのだけれども、そういう答えだと、もう一回聞いていかなければならない。あなたから資料をもらいました。しかし、ここは公式の場ですから、一体どこかどういいう主張を総合すれば人民管理ということになるのか、それは何を見ておるのか。そういうことが一つもないでしよう。全学連の方針の中に一つもありません。一体それをあなたは、どこかの資料とどこかの何ページのどういう資料とどういいう資料を通じて人民管理ということとを主張しているというのか。それを詳しく説明してください。

○吉橋政府委員 ただいま申し上げました基調報告の内容において、個々の点を抜粋してさような結果になったわけですが、その一つとしては、反動勢力と人民、学生との対決は、一そう鋭くなって

いるので、全学連が民主勢力の先頭に立って戦わなければならないという記述、あるいは人民と反動勢力との対決というところを、この基調報告では随所に述べております。さらにまた、大学は広範な人民に奉仕すべきものであるというようなことを唱え、そのためには大学を民主化して、大学を民主主義のとりでにして戦う必要がある、などと主張いたしております。さらにまた、全学連の要求を支持し、ともに戦う教員を民主的教員あるいは良心的な教員と規定づけ、これらの教員と団結して全学連の方針に反対する反動的な教員を孤立化させ、教授会全体を全学連の闘争に引きつけていき、全大学人の団結を固めていくことを強調いたしております。さらにまた、全学連の支持する勢力によって大学の自治会的主導権を掌握した場合に、これを民主化した自治会と称しており、あるいは全学連の政治闘争目標を自治会の基本的な闘争目標とするために、自治会選挙を通じて反全学連諸派を掃蕩して自治会を民主化し、かくて大学運営の民主化を勝ちとるというところを表明いたしております。これらを総合して判断いたしますと、彼らの言う大学運営の民主化ということとは、結局主体的には同全学連を中心とする勢力が学内の運営管理の主導権を持つというところの意味に解されますので、したがって、究極においてこれらの人々による大学管理を目ざしているということとを、端的に人民管理と申したのであります。

○松本(善)委員 だから、私は一番最初に、全学連というのは一体何をしようとしておる団体かというのを聞いておるという答弁でしたが、大学の民主化という方針をみんなが支持をするということは、けっこうなことじゃないですか。大学は民主主義のとりでになるということとは、公安調査庁は反対なんですか。あなたの言うこと一つ一つやっても、反動勢力との対決、これは野党幾らでも言います。共産党に限らず、社会党だって、場合によってはほかの党だって言いますよ。これは人民管理の主張になるのですか。大学が広

範な人民に奉仕する、これもけっこうな話じゃありませんか。大学の学問というのがほんとうにみんなのためになるような大学にということは、これは当然な話でしょう。そういうことをみんなが支持をするということになるという、これはいけないことですか。あなたの言ったこと、一つもいけないことはありませんよ。その結果、そのことを主張する人たちが指導部に選挙をされるというふうなことになるのは、民主主義の当然の原則でしょう。どこがいけないですか。

○吉橋政府委員 民主化ということはこの盛んに出ておまして、このとおりであります。私が申し上げたのは、いわゆる主體的にどこがインシアチブをとるかというのを申し上げたのであります。それと、先ほど人民対反動勢力の対決というところが随所に出ておりますが、ここであらうこの用語で使われておる人民というのは、いわゆる反動勢力を除いたものというふうに解されまうので、端的にこれらの人々による管理、すなわち人民管理というふうに申し上げたのであります。

○松本(善)委員 反動勢力というのは、自民党の人でも、私は反動でないと言われる人はたくさんあります。反動勢力と対決するとかいうようなことばでそれが人民管理というふうなことを、それは普通の常識では全然出てこないです。いわゆるあなたの言われる反全学連諸派を掃すというところは、いま大学を自分たちの主張はとにかく暴力で押しつける、全学封鎖だとかあるは入試粉砕だとか、自分の主張は全部バ棒で押しつける、この連中でしょう、この連中は全部大学から掃す、そうでなければ大学の民主化はかちとれない、ほんとうに大学を学問と民主主義の場にするとはできない、これは当然の主張ではないですか。そういう勢力を大学から一掃するということに、公安調査庁は反対なんですか。

○吉橋政府委員 その可否を私は申し上げておるのではありません。この基調報告の内容から推察して、さような結論を申したのであります。

○松本(善)委員 基調報告に人民管理ということを書いてあるならば、それはそのとおりです。うことを言うでしょう。どこにも書いてない。あなたの言ったことを幾ら総合したって、人民管理というところにならない。だから、私は一番最初に、あなたの言う人民管理というのは、どういふことなんだ。大学の運営にいろいろ各階層の人の意見を反映させなければならぬ、これは全学連が主張しています。このことをあなたは人民管理と言っているのか、こう聞いたのです。もう一度あらためて聞くけれども、人民管理というのは、一体どういふことになるのですか。

○吉橋政府委員 先ほど来申し上げておりますように、同全学連を中心とする勢力が学内の運営管理の主導権を持つ、そういうことであります。したがって、これらの人々による大学の管理を目ざして、かように申し上げたのであります。

○松本(善)委員 長官、先ほど言ったように、全大学の自治会の七割を組織し、その指導部は民主的に選出をされておる。これはあなた自身が認めておる。そういう学生団体がいわゆる主導権を握るというところが人民管理だ、これに反対なんだ、公安調査庁がそういう態度で事を処理するんだ、憲法で保障された言論、集会、結社の自由に対する侵害になりませんか。そういうような民主的に組織された団体が、みんなの支持を受けてくか、あるいは反対だとかいうような態度を、一体公安調査庁はとっていいものかどうか。

○吉橋政府委員 反対であるとかいうあれじゃなくて、事実を述べたのであります。この基調報告に基づいての事実を申し上げたのであります。

○松本(善)委員 あなたは人民管理に反対であるという主張ではない、こういうことですか。

○吉橋政府委員 そうです。

○松本(善)委員 それでは聞きますが、人民管理ということは、この全学連の主張の中には、少なくとも公式の文書の中には、どこにもないというところは認めますか。

○松本(善)委員 それじゃあなたが予算委員会では答弁をした、全学連は人民管理を主張しておる、こういう答弁は、きわめて不適切な、間違つた答弁ではありませんか。西郷法務大臣はあのときに言われたが、共産党内部の争いであるということに言われて、それは率直に取り消されました。公式の場です。国民全体の前で答えておる。どうなんでしょう。公式の文書には一つもないことば、そしてあなたはそれについて、人民管理は別に悪いことではないのだと言わざるを得ないようになっておる。そういう答弁は、当然取り消さなければならぬものだろうと思う。あなたは自分の答弁を冷静に考えてみて、これを維持しなければならぬと思いませんか。その維持をするということが、あなたの職務に忠実なことになると思いませんか。率直に私は取り消すべきことではないかと思いませんか。どう思いませんか。

○吉橋政府委員 私は人民管理の可否を、これがいいとか悪いとか言っておるのではありません。それと先ほど来申し上げますように、究極において、ある展望においてこれを目ざしておる、さように申し上げたわけで、さような見解を一応言つたのであります。

○松本(善)委員 あなたは固執をしておるけれども、あなたのこの答弁をほかの委員が聞いておつても、ちっともわからないですね。人民管理というものは、七割をいま組織しておる全学連が主導権を持つてくるのが人民管理だ、そんなことを何で人民管理と言ふ必要があるか。それがいいとか悪いとかいうことの判断をする必要はないということ、何で人民管理と言ふ必要があるのですか。内容はきわめて不明確じゃないですか。全学連がそれを排除しておるトロッキスト、そういうほうは、いま全共闘といわれておるところでやっておるの、そういうことを言っておる。それを反対だ、そういうことはいけないんだ、全学連は批判しておるのですよ。あなた、そのことを知っていますか。そういうことはいけないんだということを、全学連が主張しておると

いうことを知っておるか。

○吉橋政府委員 いわゆる反全学連各派の中で、さようなことを主張しておる者もございませう。

○松本(善)委員 そしてそれをいま田熊委員長を委員長とする全学連が、批判をしておるということを知っておるかと言っておるのです。

○吉橋政府委員 さような事実も承知しておりますが、先ほど来申し上げますように、私は、あくまで主體的にはこれらの勢力が中心となつて運営管理するということを、端的にこの場で表現したのであります。

○松本(善)委員 その団体がまづ正面から否定をし、非難をしておる主張をその団体にかぶせるということ、はつきり言つてあげましよう。この連中を批判する文章の中で、全学連の「大学自治と学生生活をまもる第三回全国学生ゼミナール」での基調報告で、この連中の批判をしながら「大学の帝国主義的再編成に對して、これを粉砕し、大学の人民管理を実現することにあるのだから」「バリケードを死守せよ」と叫び、広範な学友から、彼らの本質を見抜かれていきます。

たまたかの中で、団結の破壊者、挑発者、分裂主義者を徹底して暴露し、広範な学生、教職員の団結で彼らを粉砕していかなばなりません。……とはつきり否定しているのです。はつきりとその団体が否定をしておる人民管理ということ、その団体が究極的には目ざしているのだと、何の根拠もなくどうして言うことができるのですか。あなたの説明で、どこに根拠がありますか。取り消すべきではないですか。

○吉橋政府委員 先ほど来申し上げておりますように、基調報告全般を総合判断をして、彼らのいう大学運営の民主化というのは、結局主體的には全学連を中心とする勢力が学内の運営管理の主導権を持つ——当否は別です、ということを意味するものだというふうなところから、究極においてさように申したのであります。

○松本(善)委員 それはわかりましたよ。あなたが人民管理と言ったけれども、非難をしている趣旨ではないのだ、それはあつてもかまわないのだということを書いておられるのだというところはわかりました。わかりましたが、そういうことは適切ではないのじゃないかということを書いておられるのです。その団体が否定しておられる。あなたが総合分析をしたというけれども、私は総合分析をした結果、全学連が人民管理を主張しているというところが少しもわからない。むしろ逆にそれを批判をしておられるのです。その事実をあなたに詳しく話をした、その事実を聞いた上で、あなたの答弁は違つてやしないか、そういう答弁は不適切ではなかつたか、この国会で公式に答えることとして、きつめて正確ではなかつたらうか、言い直したほうがよかつたのではないか、そういう考え直す機会を与えておると言つておられるのです。そういうことがあつてもいいのじゃないですか。あなたが答へた国会議員のいろいろの質問の中で、自分の考え方は多少浅かつた、あるいは不正確であつたということであれば、改めるのが当然ではないか。私は、そういうことがあつてもいいと思うのです。あなた、それはどうか、こういうことを書いておられるのです。

○古橋政府委員 さような見解ももちろんございしますが、私は、先ほど来申し上げておられるような根拠から、さような見解を持つておられるものであります。

○西郷國務大臣 ちょっとよけいなことかもしれませんが、先ほど来、松本委員のやりとりを聞いておられます、大体松本委員御不満でありまして、うが、公安調査庁という立場でものを言つておられ、それがいいとか悪いとかいうことを言つておられるのじゃないかということもいまだつきりいたしておられますので、いろいろの点で解釈が違つ、人民管理ということばが気にくわぬという御意向だと思ひますが、それは公安調査庁の立場からそういうふうな判断をいたしておるのでございますから、いままでの長官自身が説明したことと御

了承をたまわりたいと思ひます。

○松本(善)委員 大臣にお聞きしようと思つていたのですが、大臣からたまにそういうお話がありましたが、大臣から合理的には出てこないのです。大臣もあとから速記録を調べてもらいたいと思つて、いまちょっと簡単に申し上げます、反動勢力との対決でしょう。大学が広範な人民に奉仕するようにということ、大学を民主主義のとりでにするということ、これはみな反対すべきことではないのです。それから全共闘の暴力学生を掃しよう、これも当然のことでしょう。こういうことを主張しておられる。だから、人民管理ということになる、これは全学連が主導権を持つことになる、これを人民管理といつておられるのだ。それは大学の自治に対する干渉ではないか、それは言論の自由に対する干渉ではないかと言つたら、その当否を言つておられるのではない、こういう答弁ですね。大臣、この経過をもう一度速記録を調べていただいて、先ほどの公安調査庁長官の答弁が間違つておられるのかということについて、あらためて検討していただきたいと思います、いかがでしょうか。

○西郷國務大臣 いま現場におりまして、私は大臣としてそれらとのやりとりを聞いておりますので、速記録を調べる必要はありません。先ほど申し上げましたとおり、立場が違つたのでございします。共産党と公安調査庁という非常に違つた立場におきまして、御不満でありまして、いろいろ分析、類推をしてそういう結論を出しているのをごさいますから、必ずしも松本委員の御満足どおりやれとおっしゃつても、それは無理ではないでしようか。立場、立場で判断しておりますので、当否は別でございします。

○松本(善)委員 最後に申し上げますが、私は何も自分の党の利益ということだけでありません。公安調査庁が誠実に職務を遂行しなければならぬと思ふのだ。私は根本的に公安調査庁の存在そのものに反対ですけれども、しかし、そういう立場からだけなら、ここで質問はしないのです。公安調査庁のあり方として、いまの法制の中で適切でないと言つておられる。法務大臣があらためて検討されることを要望して、私の質問を終わります。

○西郷國務大臣 松本さんの御意見は御意見として、立場上そういう主張をなさることは、私よくわかります。ただ、いまる申し上げましたとおりの考え方であらう人民管理ということばを使つた。その人民管理ということばがお気に召さないということでございますけれども、いまのやりとりでおわかりのとおり、立場、立場でそういう判断をしておりますので、それは当否はまたいろいろ御批判を仰ぐわけでございますが、こういう程度で御了承をたまわりたいと思ひます。

○高橋委員長 次に、第五十八回国会から継続になつております神近市子君外七名提出の死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案

臨時特例に関する法律

第一条 この法律は、昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日まで公訴を提起され

た者でこの法律の施行前に死刑の判決が確定し、この法律の施行の際その刑を執行されてい

ないものに係る再審の請求について特例を定めるものとする。

(再審事由の特例)
第二条 前条に規定する者に係る再審の請求については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第四百三十五条第六号中「明らかな証拠」とあるのは「相当な証拠」と、従前の刑事訴訟法(大正十一年法律第七十五号。以下「旧法」

という。第四百八十五条第六号中「明確ナル証拠」とあるのは「相当ノ証拠」とそれぞれ読み替へて、これらの規定を適用する。

(再度の再審請求の特例)
第三条 第一条に規定する者は、この法律の施行前に刑事訴訟法第四百三十五条第六号又は旧法第四百八十五条第六号に規定する事由によつて再審の請求をした場合においても、同一の理由によつて、更に再審の請求をすることができ

る。

(再審の請求の期間)
第四条 再審の請求は、この法律の施行の日から一年以内にしなければならない。

(執行停止の効力)
第五条 再審の請求は、再審の請求についての決定があるまで刑の執行を停止する効力を有する。再審開始の決定があつたときも、同様とする。

(管轄)
第六条 再審の請求は、東京高等裁判所にしなければならない。

(再審請求の審判)
第七条 再審の請求に関する審判は、別に法律で定めるところにより参審によつて行なう。

(弁論)
第八条 再審の請求についての決定をするには、再審の請求の趣意書に基づいて、請求をした者、その相手方又は弁論人に弁論をさせなければならない。

(異議の申立ての禁止)
第九条 再審開始の決定に対しては、異議の申立てをすることができない。

(特別抗告の特例)
第十条 再審の請求を棄却する決定に対する異議の申立てが棄却された場合においては、当該棄却の決定に対し、重大な事実の誤謬があつて原決定を取り消さなければ著しく正義に反することを理由としても、最高裁判所に特に抗告をすることができ

る。

四

(旧法事件に対する不服の申立て)

第十一條 刑事訴訟法の施行前に公訴の提起があつた事件(以下「旧法事件」という)に係る再審の請求を棄却する決定に対する不服の申立てについては、刑事訴訟法第四百二十八條の異議の申立ての例による。

2 前項の異議の申立てが棄却された場合においては、当該棄却の決定に対し、刑事訴訟法第四百五條に規定する事由があること又は重大な事実の誤認があつて原決定を取り消さなければ著しく正義に反することを理由として、最高裁判所に特に抗告をすることができ、

3 前項の抗告については、刑事訴訟法第四百三十三條第一項の抗告の例による。

(移送)
第十二條 再審開始の決定が確定したときは、東京高等裁判所は、決定で事件を原判決をした裁判所に移送しなければならない。

(刑事訴訟法の適用)
第十三條 この法律に定める再審の請求については、この法律の規定によるほか、刑事訴訟法(旧法事件については旧法及び日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号)の定めるところによる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に係属している再審の請求については、なお従前の例による。

3 前項の再審の請求が棄却され、又は取り下げられた場合における第四條の規定の適用については、同条中「この法律の施行の日から一年以内」とあるのは、「附則第二項の再審の請求を棄却する決定が確定した日又は当該再審の請求の取下げがあつた日から一年以内」と読み替へるものとする。

理由

昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日まで公訴を提起された者で、死刑の判決が確定し、まだその刑を執行されていないものに係る再審の請求について、再審事由、管轄、審判等に関し特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高橋委員長 本案は、第五十八回国会において提案理由を聴取いたしておりますので、これを省略し、直ちに質疑に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○高橋委員長 それではこれより質疑を行ないます。
○高橋委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。昭和君。

○畑委員 私は、ただいま議題となりました、正確に申し上げますと死刑の確定判決を受けた者に対する再審の特例に関する法律案、略して死刑囚に対する臨時特例法案、この議案につきまして、提案者代表である神近委員に質問いたしたいと思ひます。きわめてプリミティブな二、三の質問でありますけれども、ひとつお答えをいただきたい。

まず、總論的に申しまして、この法案は非常に人道主義、ヒューマニズムに基づく法案だと思ひます。戦争直後、非常に混乱をした時代、しかも占領をされておつた時代の確定判決を受けた死刑囚たちが、いまだに再審その他の請求等を次々と出しておられます。いまだ死刑が執行されておられない。二十年近い間、獄舎に呻吟をいたしておるわけでございます。こういう特殊な時代に判決を受けた人たちに對して、何らかの再審の道を講ずる、

いままで、もちろん刑事訴訟法にいう再審の規定はございますけれども、それは非常に厳格な規定になっておるといふような関係から、しかもこうした混乱時代に判決を受けた人たちに對する判決が、あるいは不当でなかつたのじゃないかというような疑問がわいてくるのは当然であります。しかも、そうした長い間、いまだにそれに服し切れないで、あくまで自分が無罪であるということを中心として生きておられる人たちが、この人たちに、何とかあらためて条件を緩和した特例法を設けて、そうして再審の機会を得させたい。その結果がどうなるかというところは、もちろんわかりません。しかしながら、そうした新しい見方で、ひとつ条件を緩和したやり方で再審の特例をきめて、そうしてひとつ再審の機会を得させたい、こういうヒューマニズムから出た提案だと思ひまして、私も賛成の考えでおるわけでありますが、それにつきましても、一般の人たちが理解しにくいところがあるかも知れません。そういった人たちの代表するようないふりでも、きわめてプリミティブな質問でありますけれども、二、三点質問いたしたい。

まず第一は、この出された法案の適用の時期の問題でございます。それといふのは、この法案を拝見いたしますと、適用の時期は「昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十八日まで」に公訴を提起された者でこの法律の施行前に死刑の判決が確定し、この法律の施行の際その刑を執行されていらないものに係る再審の請求について特例を定めるものとする。こう書いてあります。ここに明確に適用のされる時期が書いてありますが、これはどういふ根拠でこうした時期を限定しておるのか、この点をまず承りたい。

○高橋委員長 提案者神近先生、お願いいたします。
○神近議員 この時期を選定いたしましたのは、占領という時期が、日本にとつては初めての経験であるところの異常の状態にあつたといふこと、それから平和条約が成立しましたときに、平和条約十七條(b)項に基づく法律百五号といふものを

くつてゐるわけです。それは平和条約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律、これは、日本の軍国主義時代に連合国人が受けた裁判に對して、やはり疑惑を持っていたといふことが考えられる。そしてそれをやり直すといふ法令をつくつてゐる。それに見合うといふような意味で、駐留軍がいた間に行なわれた裁判がどういふものであつたかといふような疑惑を国民に對して解く、こういう趣旨でございます。

○畑委員 それに関連してお尋ねいたしますのが、実はそういった駐留軍の、米軍の占領期間中に、いろいろ日本の裁判について介入と申しますか、干渉ですか、そういったことがよくあつたやうなうわさは聞いております。私自身も弁護士を仕事としておりました、そういったことをちらほら當時聞いておつたこともございますのですが、明確なそういう事例は、実は承知いたしておらず、その提案の理由の中に、説明を議事録で見たのでありますけれども、それから判断いたしました。提案者として、そうした事実があつたかどうか、それを承知されているかどうか、その点をひとつお聞きいたしたい。

○神近議員 これは新しく発見した事例ですけれども、「判例時報」といふものの二月十一日号に出ております。神余正義という判事補、これはなくなつた人でありまして、この人の日記がこの二月十一日号に出ております。その中に、二十三年の七月十日に裁判官訴訟追委員が大坂に行くのです。それで事案は非常にこまかい事案で、執行猶予になつたやうな事案で、それで何のためにこの人たちはわざわざ東京から来たのだといふやうな、大阪地裁では考え方をしていた。ところが、この人たちが会議に入る前に控へ室に入つてきて、実はGHQの命令で来たんだから、悪く思わないでくれといふことを言つてゐるといふ事例が一つ。それからもう一つ、福岡事件といふ事件の中に、一人はほとんど何の理由もないと思はれる人が入れられて、やはり死刑の判決を受けてゐるのですけ

れども、その人の裁判のときの状態が何かに書いてございます。これは西武雄という人の場合ですけれども、この人は、非常に第一審は納得のいける人柄のいい島村という裁判長であつた。それが判決の直前というか、当日に、池田という裁判長になつて、そして一回の尋問もなく、いきなり判決を行なわれた、そういうことがあります。そしてこの第一審の冒頭に池田裁判長がかつてきて言うときに、本件は戦勝国災害による強盗殺人事件であるから、かねてから占領軍司令部にお伺いを立てていたところ、本件は当裁判所で裁判することになったが、占領軍の命令によつて結審を急がなければならぬので、弁護人も被告人も協力しなければならぬから、弁護人も被告人も協力してほしい、こういうことを言つております。そしてこの池田裁判長は、この結審直前に交代しまして、一回も尋問がなく判決を出すのです。記録によつて読むからいいと言つてやるのです。そして裁判になつて、この宣告をするときには傍聴席に、これは射殺された一人が台湾の人であつたために、台湾の人が法廷一ぱいに入つていた。そして判決を言い渡すと、そのうちから十人を裁判所の公判廷に呼び入れて、ともかく二人だけを死刑にしたのだからひとつがまんしてくれと言いますと、みんな死刑にして、死刑にしてと騒ぐので、この人が困つて――全員死刑にしないと司令部に訴えるぞというやうなことを台湾の人たちが言うのです。それで、そのとおり、あなた方の御希望どおりに高裁に具申いたしますから、今日のところはがまんしていただきたい、この二人だけの死刑判決でがまんしていただきたい、こういうことを言つています。それからもう一つ、さき申し上げた神余判事補、これはなくなつた人ですから日記が出ておりますけれど、その中にまだほかのことが書いてあります。大阪造船の事件です。大きな問題だけはGHQで処理しまして、大阪地裁に回つたのは執行猶予になるやうな事案だけだといふやうなことが書いてあります。こういうやう

なことをいろいろ考えると、そのときの裁判というものが、どんなものであつたかといふことがわかるやうな感じがいたします。

○畑委員 確かに私もそういったやうな事例も、若干聞いております。自分でも事件の促進その他駐留軍報告事項だといったやうなことで、裁判官から聞いたこともございます。そういうことで、当時ともかくいろいろな点で駐留軍が裁判にまで干渉してきたという事実も、ないではないと思ふのです。その点も、今度の立法の一つの大きな理由だと思ふのであります。

ところで、その次にお聞きしたいのは、一体この法案が成立をいたしましたして実施をされるといふことになりました場合、はたして何人ぐらゐの人がこの再審の特例法によつて救済をされ、結果はどうなるかと、ともかくこの新しい特例法によつて再審を受けられる機会を得られるのであらうか。おそらくそう人数は多くないと思ふのです。結局その当時確定判決を受け、死刑の判決を受けて、しかも今日まで生き延びて壁の中で無実を訴えておるのでありますから、そう続くはずはないのであります。ところで、その人数がどのくらいになるだらうか。提案者のほうで大体見当をつけたこと、調べたことがございますか。その点お聞きしたい。

○神近議員 この法案をつくる前に大体事務局から伺つたと思ひますけれど、七人でございます。福岡事件というの二人。それから免田案という人が一人。それから有名な平沢貞通。それからほか竹内景助という人、これはなくなりまして。半札事件と呼ばれますものに佐藤誠という人がおります。あと二人は大体私には見当がついておりまして、事務局にお尋ねしようと思つたのです。機会がなかつたのです。

○畑委員 けつこうです。大体見当はつきまして。○高橋委員長 けつこうだそうですから、神近先生も……○神近議員 大体わかつております。

○畑委員 大体わかりました。とにかくほんとうに十指の間に入るといふやうな程度でありまして、人数としてもまことに少ないのです。そうした人がいままでずつと無罪を主張し続けているといふことは、やはりただ命が惜しいといふことだけではなかつたと思ふのです。こういう混乱した時代、しかも訴訟法が變つたりなどして、裁判官、検事も、また弁護士も、おのおのまだそういう関係の新しい訴訟のやり方、民主的なやり方、こういう問題にも非常に習熟をしていない時期であつたといふ点もあると思ふのです。駐留軍の介入等もあつたといふこともあります。うが、いろいろな点でやはり不安定な時期だつたと思ふのです。そういう時期に判決を受けた人がそれだけ無罪を訴えつつ今日まで生き延びてきておるといふことでありまして、この再審をするといふのはなかなかたいへんな仕事ではあらうと思ひますけれども、しかし、まあ全国から見ればたかが知れている数の事件でありまして、こういった人たちにひとつ光を与えてやる、希望を与えてやるということが必要だと私は思ふのです。ところで、こうした人はいろいろ無実の罪を主張しておるのですが、一面、とにかく自白をして、最高裁まで行つて判決を受けて、それで死刑だといふことになつたのに、それが無実といふのはおかしいじゃないかといふやうな素朴な疑問等があるわけですね。何も自分で悪いことをしてないのに、べらべらしゃべる必要はないだらう。しゃべつたからには、やはり自分でやういふことをやつたからには、やはり自分は法律家ですから、必ずしもそれは思ひません。自分でもいろいろなことを経験してきますから、実際に判決を受けて、どうも無罪と思ふけれども、どうしても最終判決で確定して有罪になつたといふ例なんか私自身も経験しておりますが、しかし、一般の人から見ますと、そういう感じも受けるわけです。その点、一般の素朴な人たちの疑問に答えるやうな資料がございますか。その辺ひとつ御見解を承りたい。

○神近議員 さつきちよつと戸惑いましたが、人数の点で補足いたします。事務局の確認は得ておりませんが、二十五年の八月七日に広島で起こりました強盗殺人事件、この益田得治というものが当たるだらうといふやうに考えております。それからもう一人、これは確認できませんが、山本広子という女の人、これは頭脳がちよつと変な人らしいのですけれど、この人が当たるのじやないか。これは確認されていない二つの事例であります。

それで、いまおつしやつたことにつきまして、猪俣先生からも御返事がいただけたと思ひますけれども、日本では法の安定性といふことがいつも裁判官の頭にはあつて、これを變えるといふことは、弁護士の方の話しによりまして、非常にむずかしいやうでございます。これはいろいろ勉強してみますと、日本が一番がんで、自分たちの判決といふものを強く握つて、そしてあと幾ら材料があつてもこれを變えない、これを取り入れないといふやうな、法の安定性といふものが役人同士の間に非常に強い、これが強過ぎるというふうな、私もいろいろとから見ていてと考へられるのです。イギリスなんかでは、その点は人間の権利、人権を守るといふところが非常に強く、そして再審が非常にたくさん許されるということがあるのですけれども、日本ではそういうことが非常に強い。これはどういふところに理由があるのか、私はまだよくわからないのですけれど、役人だけの間で、検事と判事との間で、法の安定性といふものがあつてはならないと思ふのです。私は、国民の納得した裁判が平穩に行なわれるときに初めて法の安定性といふものが生まれるといふやうに思ふのですけれども、役人の方の間では、自分たちの間だけでこの法の安定性といふやうなことを考えていらつしやるんじゃないか。たとえばこの再審の問題だつて、全国的にあれだけ多くの方々がこゝろをこめておられたといふところに、私は、日本の封建性といふか、法制のまだ未完成のところがある

るんじゃないかというように考えるものでございます。

○畑委員 わかりました。確かに私自身もそう思う。法の安定性というのに非常に固執しておるの、いまの現状です。しかも、日本の再審の制度が、これはなかなか条件が厳格だというふうに私思うのでありまして、その点ひとつ猪俣委員に承りたいのですが、それに関連して、今度の特例法で一番の中心は、第二条の規定だと思つてゐます。いまの刑事訴訟法の四百三十五条第六号、旧刑事訴訟法の四百八十五条第六号、この中の「明らか証拠」とあるのは「明確ナル証拠」というのが、今度の特例法の場合には「相当な証拠」「相当ノ証拠」というふうに読みかえるということになっておりますから、結局この点が「明らか証拠」と「相当な証拠」ということで、非常にゆるやかになつてゐる。そうすると、いままでの制度では再審の開始決定にまで至らぬものが、この条文によつて比較的容易に再審の開始決定までこぎつけ得る。そのあとは別に新しく裁判をやつてもならなくちやならぬわけでありまして、そういうことだと思つてゐるのですが、その点はいかがでございましょう。

○猪俣委員 先ほど神近委員が答弁されましたように、在朝法曹と申しますか、裁判所側、検察官側は、法の安定性というようにことを強調される。これはやはり日本の刑事訴訟法がずっと形式的権威主義を法の安定性というふうに考へて、今日まだその頭が抜け切らぬのだと思つてゐます。私も、私も法の安定性なるものを考へないわけではありませんが、しかし、現行の日本の刑事訴訟法の再審の門は、非常に狭過ぎる。これはもう相当の心ある学者、弁護士その他一般の宗教家の間で、近ごろ再審制度に関する主張といはしまして、非常に高まつてきておるわけでありまして。ただし、私も、この法的安定性というものを一挙にくつがすような法案は考へなかつたのでありまして、その意味におきまして、この法案を限時法にしたわけでありまして、時を限つたわけであ

ります。そして、いま言つたように占領中の、しかも死刑の確定判決を受けた者というふうに、非常に限定したわけでありまして。これはいまの法の安定性ということを強調する人の精神も考へまして、私もこれをかような現時法にしたわけでありまして。時と、及び死刑者であり、しかもそれが確定しているというところで、非常にしぼつたわけでありまして。これらのものにつきましては、法の安定性と矛盾しないと思つてゐます。これらのものについて再審の窓口を開くということは、真実発見が大事か、あるいは法の安定性が大事かという大きな命題にぶつかるとありますが、われわれは、かかるものについては真実発見が第一でなければならぬ。そういう意味におきまして、英米法における実質的証拠主義というものを採用いたしまして、そして現行法の「明確な」というものを「相当」とかえたのであります。これを要するに、新証拠が原判決に影響を及ぼす蓋然性があればいい。明白でなくとも、ある程度の蓋然性のある証拠が出たならば、それを相当の証拠として再審を開くというふうな考へが第二条に織り込まれておるわけでありまして、こういったしますと、いまの再審の道が相当開かれる。

これは本法案の対象にはなりませんけれども、有名な白鳥事件の村上国治のごときに至りまして、いま再審請求が出てゐるのであります。あれなんかは、まあこの法案の対象外で、二十年の実刑判決ですから死刑ではありませんが、もし村上君が死刑になつておつたとするならば、まさに明白なる証拠でなくとも、相当の証拠、つまり白鳥警部の体内から出た弾丸と銃見解で撃つた弾丸とが同一のものということが唯一の物的証拠となつて再審が難航している形でありますけれども、しかし、これが違つたという鑑定がすでに科学警察研究所で十数年前に出ているにかかわらず、検事はこれを法廷に提出しなかつたことが、最近わかりました。こういうものが出てきますと、これは本法案のもとならば、当然再審しなければならぬことに裁判所は拘束されると思ひます。この

「明確な」ということと「相当」ということとは、法律上の証拠の価値判断が非常に違つて、結局相当の窓口が開かれるというふうに私は考へてゐるわけでありまして。

○高橋委員 畑さん、まだ機会は幾らでもあるわけですから……。

○畑委員 これで終わります。いま説明を聞いてわかつたのですが、再審の制度そのものをむしろ変えたいくらいでありますけれども、それは法の安定性もあつてなかなかできない。しかも、これによつて再審の窓口だけでも開かれる人がいま七人くらいの人數だということになりますれば、それに対して、そうした特例をきめて再審の窓口を開いてやるということとは、非常に適切だと思ひます。これは人道主義に立脚した提案であると思ひます。これは人道主義に立脚した提案であると思ひます。考えますので、ひとつわれわれの総意で、できるだけこの法案を全員で可決に持つていきたい、私はそういう希望を付言いたしまして、以上で私の質問を終わりたいと思ひます。

○猪俣委員 ちよつと提案者から。本案のいまの質問は終わったのでありますが、なお質問者があるならば、質問をしていただきまして、審議をすみやかに遂げられることを希望したいのです。質問者がなければならぬように処理していただきたくと思ひます。

○高橋委員 きょうの予定は畑さんだけで、あとまたいろいろ質問する人もあるようですから、次の機会に譲らしていただきたいと思ひます。

○高橋委員 それでは次に、内閣提出、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中谷君。

○中谷委員 大臣がお見えになつておられないようですが、質問を始めていきます。犯罪者予防更生法の改正案に関連をいたしまして、次のような問題をお尋ねをいたします。犯罪者予防更生法、

それから犯罪者予防更生法施行法、それから地方更生保護委員会の決定等に関する規則、地方更生保護委員会事務局組織規程等がございまして、さらにこの犯罪者予防更生法との関連において行刑累進処遇令があつて、仮釈放審査規程があつて、仮出獄及び仮出獄二回スル取扱手続というふうなものがあるというふうな法のたてまえになつておると理解をいたしますが、行刑累進処遇令それから仮釈放審査規程というのは、現在なお生きておるわけではございません。

○鹽野政府委員 ただいまいろいろの基本法規をおあげになりました。おおむね御指摘のとおりでございます。ただ、仮釈放審査規程等は矯正関係の規定でございまして、私保護関係を担当しておりますので正確にはお答えできませんが、おおむねそれに準拠してゐるというふうに考へております。

○中谷委員 矯正関係の方は、どなたかおいでになつておられませんか。

○鹽野政府委員 ただいま来ておりません。

○中谷委員 それでは出席していただきましょうか。ちよつと時間がかかりますか。それではあとでその質問をすることにしまして、要するに質問はこういう点から続けていきます。

犯罪者予防更生法の一部を改正して、地方更生保護委員会の委員定数を増員したということですが、実際の現在の時点におけるところの仕事というものは、件数その他どの程度あるわけなんですか。

○鹽野政府委員 御指摘のとおり、今回の犯罪者予防更生法の改正の第一点は、委員の増員でございまして。現在は八カ所の委員会に委員が、合計四十四名おります。これを八名増員いたしまして五十二名にしようというものが、今回の改正案の第一点でございまして。

そこで、委員会事務関係でございしますが、これは主としていたま御指摘の仮釈放関係の審理、決定という仕事をいたしております。そのほかに、委員会の管内の保護観察所の業務に対する監

督という仕事もいたしております。その主として行なっております仕事は仮釈放関係の仕事でございますので、その内容についてさらに若干御説明いたしますと、お手元に差し上げてございますこの法案の参考資料という数枚の刷りものがございまして、この資料の一番最後のページ、九ページでございます。ここに現在の状況と増員する場合の状況というものが対比してございます。したがって、下の旧委員数というものが現在員でございます。たとえば関東で申しますと、現在九名であるものを三名増員して十二名にする。それから近畿にきつまして三名増員する。それから中部——これは名古屋でございまして、一名増員する。それから北海道に一名増員する。こういうふうにして八名の増員を配置したい、こういうふうな考えております。

それは、一番下の欄に仮釈放等の事件数が載っております。関東が一番たくさんございまして九千九百二十八件、これは四十二年の一年間の数でございます。したがって、これを九名の委員が担当いたしますので、一名が年間千四百件を担当しておる、かような状況でございます。これは若干の差はございますが、今回増員しようとする近畿その他についても、このような非常に大きな事件数を負担しておりますので、この増員によって審理を促進し、充実させようということでございます。

○中谷委員 そこで、たとえば関東では旧委員数が九人で九千九百二十八件、この内訳はどういうことになるのでしょうか。面接の審理等によるものが一体何件なのか。いわゆる面接以外のもの、これはごく少数だろうと思っておりますが、何件なのか。具体的に——じゃ、それからお聞きいたします。

○鹽野政府委員 ここにあげてございます件数は仮釈放関係の事件数でございますので、これはすべて委員が面接しているわけでございます。実際問題といたしまして、このほかに仮釈放の取り消し等の関係の事件があるわけでございます。

仮釈放になりました、その後仮釈放期間中の行状が悪い、あるいは再犯を犯したというような場合には、委員会の決定で仮釈放の取り消しをする、かようなことになりました。そういう事件数があるわけでございます。ここに掲げましたのは、仮釈放の、出すほうの事件数だけを掲げてございまして、取り消し関係の事件数はここには掲げておりません。年間約三千件ございまして、これで合計が三万一千六百七十七件でございます。これを合わせますと約三万四千件という件数を年間に担当している、かようなことに相なるわけでございます。

○中谷委員 そうじゃないのです。私は、そこを聞いておるのじゃないのです。九千九百二十八件という仮釈放関係の事件がございまして、この審理については、法は原則として面接をしなければいけません。このうちの何件——結局面接をしておるの、このうちの何件——要するに、増員というのは、そういうことで事務がたいへん増大してきたということなんではないから、面接は何件なんですかと、こう聞いておるのです。

○鹽野政府委員 お答えいたします。仮出獄関係が面接を必要とするわけでございます。それから仮出獄、これは御承知のとおり、拘留刑あるいは労務留置処分を受けた者の仮出獄関係、それからこれは件数は非常に少ないわけでございますが、婦人補導院から仮退院する事件、これは数件でございます。こういう件数もございまして、それから少年院仮退院の事件、これは少年院から途中で仮退院になる、こういう関係でございます。これらの事件数を合わせまして約三万一千四百四十八件、かようなことになるわけでございます。

○中谷委員 いやいや、そうじゃないです。ちよつと待ってください。私は、こういうことを聞いているんですよ。その審査には、面接をして審査される者、たとえば、重病人その他あるいは関連事件等ですでに面接を必要としない者については、面接をしない。要するに、どの程度審査

というのか、実質的な時間を費やしておられるのか。だからこそ、委員の増員の必要性があるんでしょというところで、面接は何件、たとえば関東の九千九百二十八件のうち何件面接をしておるか、非常に素朴な質問をしているんですよ。

○鹽野政府委員 思い違いをいたしております。申しわけございません。御指摘の点、よくわかりました。現在仮釈放の関係で、たゞいま御指摘のとおり、特別の事由のある場合は面接を省略することができると規定がございまして、現実問題としては、面接が省略されている事件はございせん。すべて面接しているわけでございます。

○中谷委員 なるほど、そうすると、この面接にあたりましては、大体委員は結局一名の委員でとにかく面接をされるわけですね。そうすると、一休みの程度の時間をおかけになって面接をしておられるのでしょうか。たとえば、平均ではなしに、もう短いのは何分くらい、長いのはどのくらいと、そういうような統計はありますか。

○鹽野政府委員 さような関係の統計はございせん。ただ、一般的に申しますと、大体平均四十分程度かと思ひます。しかしながら、非常に複雑な事件等につきましては、面接に長時間かかると思ひます。一回の面接に二時間以上かかるというふうなケースも、あるように聞いております。

○中谷委員 そうすると、面接をするのは、時間は四十分程度の面接時間をお使いになっておられる。その以前に、仮釈放を許すかどうかについてのいろいろな事前の審査、要するに書類、そういうものはどこから上がってくるわけでございますか。

○鹽野政府委員 仮釈放の審査手続を簡単に御説明いたしますと、まず、少年院でも刑務所の受刑者でも大体手続が同じでございますので、まず受刑者につきまして御説明をいたしたいと思ひます。

受刑者が刑務所に入りますと、刑務官が受刑者についていろいろ調査いたしまして、身上調査書

というものを作成いたしまして、その調査書を本人が釈放後に居住する地を管轄する保護観察所に送るわけでございます。保護観察所は、それを受け取りますと、居住地の本人の帰る場所の環境を調査する、という仕事をさせていただきます。これは、実際問題としては、御承知の保護司にお願ひしてやっております。環境が必ずしもよくないという場合には、早期に環境の調整ということも行なわれるわけでございます。そうしてそのような環境の調査調整の報告書が、保護司から観察所のほうへ戻ってまいります。そういたしますと、それを観察所からその収容されておる刑務所に送りまして同時に、これを担当の委員会にも送るという手続が行なわれるわけでございます。したがって、刑務所のほうは、自分のところでつくりました身上調査書と、それから保護司から保護観察所を通じて参ります環境調査調整報告書というものが、手に入るわけでございます。その間にだんだん刑期が進行いたしまして、矯正教育の効果もあがってまいるといふ段階になりまして、御承知のように、三分の一の刑期を過ぎてしまふべき時期になるといふところで、刑務所のほうから仮釈放の申請というものが地方更生保護委員会に対してなされる、こういうことになります。そして地方更生保護委員会の審査が始まる、そういうことでございます。

ただいま御指摘のその段階における資料は、最初の刑務所で行った身上調査書、それから環境調査調整報告書、これは六カ月ごとに何回もやることになっておりますので、二通も三通も集まるということも、しばしばあるわけでございます。それから刑務所から出てまいりました仮釈放の申請書、この三つは必ず手元にあるわけでございます。まずそれを検討いたしまして、さらに必要のある場合には、観察所等に調査の囑託、依頼をする、こういうことで、観察官あるいは保護司等が各種の調査をして資料を委員会に送る、こういうことになるわけでございます。

そこで、それらの資料を書面審査をいたしまして

て、本件について問題点がどういふところにあるかという点を大体把握いたしまして、その段階で面接に出かけることになるわけでございます。そこで先ほど申しましたように、それぞれ必要な時間をつけて面接をいたしまして、その結果、従来問題とされていたところが解明されるという点もございましょう、また面接の結果、新しい問題点が出るという場合もあるわけでございます。また地方に帰りまして、関係資料を調査する。さらに必要な場合には、観察所等に調査を依頼するというようなこともございます。またさらに、これは最初の段階で行なわれることもございますが、刑事裁判記録を取り寄せて検討するということも、しばしば行なわれるようでございます。

放の質問をしているのです、犯罪者予防更生法の関係で。この仮釈放審査規程と犯罪者予防更生法との間には、どういふかかわり合いがあるのですか、ないのですか、お尋ねいたします。

○勝尾政府委員 お尋ねのように、仮釈放審査規程というものが昭和六年にできたわけでございます。犯罪者予防更生法はその後に制定されたものでございまして、私のほうの実際といたしましては、内容的に、犯罪者予防更生法が制定されてから、この規程の内容というものは、新しい予防更生法に準じて動かして得るという考え方で、現在のところは、この仮釈放審査規程は新しい犯罪者予防更生法のもとでも一応生きておるといふふうに理解をいたしております。

○中谷委員 要するに、仮釈放審査規程というもので審査をおやりになって、そうしてそれがとにかく更生保護委員会のほうにいく。だから、審査規程というものは非常に大事なもので、受刑者にとりましては、そこで、問題点は、すでに局長、中谷委員こういうことを聞くんだなということとで予想しておられるんだらうと思ひますけれども、きょうは聞きたいのはこの一点だけなんです。

なるほど、昭和二十四年に犯罪者予防更生法ができましたね。実は私、昨年犯罪者予防更生法の質問のために関係あると思われる法規を見てみたのです。そうすると、仮釈放審査規程というものがちゃんと生きておりますね、昭和六年。これは、こんなことで仮釈放の審査をやられたらたまったものじゃないのではなからうかというふうにも、私は思ひます。たとえば仮釈放審査規程——これから聞いていきましようか、仮出獄及仮出場二関スル取扱手続、これも現在生きておるといふのです。

○勝尾政府委員 生きております。

○中谷委員 それで、これは生きておるとすれば、ひどいものですよ。こんなのが生きておると言えるのかどうか。「別記第四号書式」でございませう。すでにもうごらんいただいておりますと思ひますが、そうでございませう。仮出獄及仮出場二関スル取扱手続の「別記第四号書式」、ごらんいただいたでございませう。私のほうで言ひませう。「第四号書式」「思想犯仮出獄証」票ですね。

○勝尾政府委員 私が生きておると申し上げましたのは、その後の新しい更生法等によりまして、当然に動かなくなると申しますか、廃止になつていくというものは除きまして生きていく、こういううぐあいに申し上げたわけでありませう。

○中谷委員 官房長にお尋ねしますが、思想犯などというきわめて忌まわしいことば、要するにわれわれより若干年上の人については、それマルクスの本を読んだといつてはうり込まれ、それアカだといつてはとにかく刑務所にぶち込まれた、そういうふうな苦い経験を持ったものが、まだ現行法規集の中に生きておる。じゃ一体法務省の法規集の中に、局長のお話では死んでおるけれども生きておる、生きておるけれども、死んでおる、いつ息を吹き返してくるかかわからぬ、こんな法律がなおどの程度あるか、官房長は御検討になったことがありませんか。

○辻政府委員 ただいま具体的にはあれでございませうが、各局におきまして、それぞれの部内の執務規程のこまかい通達までに至りますいろいろな書式、訓令、通達集その他を逐次編さん、整理いたしております。かような面におきまして、整理のできました局におきましては、きわめてアツプ・ツ・デットな判例通達集等ですでにでき上がった部局もございませうが、たまたま先ほどの矯正関係の部局におきましては、その整理がまだ行

なわれなかつたというふうに理解する次第でございます。

○中谷委員 戦後は遠くなりけりです。大臣にお尋ねをいたしたいと思ひますけれども、仮出獄及仮出場二関スル取扱手続、その「書式第四号」によりますと、「思想犯仮出獄証票」などというものが麗々しく現行法規集の中に生きておる。こんなことは、人権を守るための法務行政としてはあつてはならないことだと、私は思ひます。大臣、こういうものはすみやかに廃止すべきだと思ひますが、いかがでございませうか。

○西郷國務大臣 たいへん古い法律でございませうために、いま御指摘のとおり、そういう表現は感心しないと思ひますが、その他につきましても検討いたしまして、適当な時期に改めたいと存じます。

○中谷委員 そこで矯正局長にお尋ねしたいのですが、刑務所に行つてゐる人間は、とにかく一生懸命にとめて、一日も早くいゝゆる仮釈放の処遇を受けたいというふうな気持ちなんですね。ところが、先ほど局長のお話では、仮釈放審査規程は生きておるのだとおっしゃつた。その仮釈放審査規程に続いておるものの中に、仮出獄及仮出場二関スル取扱手続なども、思想犯というわけのみたないものがひつついておる。そこで仮釈放審査規程、刑務所でおやりになる審査規程の中で、第二条「身上関係ハ左ノ各号ニ付テ之ヲ審査スヘシ」遺伝 健康状態 精神状態 四が「思想及信仰」「責任觀念及協同心 経歴及教育程度 労働能力 収容後ノ行状 作業賞与金及領置金 其ノ他ノ参考事項」というように、第二条身上関係は相

なつておる。

そこで、一つずつお尋ねしておきますが、まず私が言ひたいのは、第二条第四号の「思想及信仰」といふふうなものが、仮釈放審査規程の中にあつていいものかどうか。思想及び信仰、たとえば仏教徒だとか、キリスト教徒だとか、マルクス・レーニン主義者だとかあるいは何だとかというふうなことが、身上関係の仮釈放審査規程の中で生

きておる。先ほど局長のお話によると、これは昭和六年の規程ではあるけれども、現になお生かし得るのだとおっしゃった。私は、これは憲法違反だと思ふ。一体、こういうのはどういうことに相なるのでしょうか。

○勝尾政府委員 お尋ねの件につきましては、現在身上調査書と申しますが、仮釈放の申請関係の手続のフォームがございまして、その中には、思想といったような欄は現在にはございせん。信仰につきましては、仏教とかそういうものを持っておるかどうかという程度のことと聞いて、自分は仏教を信仰しているというようなことを言えば、その程度のことと書いておられますが、思想関係のことは、欄も、またそういう記載も、現在はございせん。

○中谷委員 憲法十四条の問題でございまして。だから、法務省というのは、憲法感覚の一番鋭いところの役所でなければならぬはずで。そういうような評判をする人もあるし、またむしろ逆だというようなことを言う人もありますが、いずれにしても、仮釈放審査規程というもので、保護委員会がやっておられるけれども、実際は刑務所からの申請の書類で大体は決せられるのが事実なんでしょう。仮釈放審査規程の中に「思想及信仰」というようなことが書いてあったら、だれだってぞつとしますよ。こんなものがいまだなお第二条第四号に残っておるわけ、大臣、一体どのように思われますか。

○西郷国務大臣 これもやはりさつき御答弁いたしましたとおり、古いものでございまして、適当な機会にこれは全面的に整理しなければいかぬ、さように考えております。

○高橋委員長 中谷さん、これは根本的な政問題にも関係するから、一ぺんゆつくりやることにして、きょうの直接……。

○中谷委員 この話からいかぬと……。
○高橋委員長 それは根本問題だから、もっと詳しくあなたやいなさいよ。そしてきょうは直接のあれに関連して……。

○中谷委員 そうすると、お尋ねしますけれども、身上関係というふうなことに於いて仮釈放に適するかどうかというの、幾ら委員の数をふやしたって、仮釈放において許すか許さないかというところの新しい感覚に基づいて、観点がなければ、私はいけないと思ふのですよ。こんなものを——とにかく仮釈放審査規程として、「精神状態」そのことばはいいことばですよ。しかし、昭和六年のこのときには——私もこの仮釈放審査規程について、あのう限りの刑事政策の本は四、五冊読んでみました。当時においては、ある意味においては、なほは進歩的なものだったといわれたという評価を、私も知っています。もちろん当時の時代の流れの中において「思想及信仰」というものが取り上げられていたことは、いまもお非難されるべきだと思ひますけれども、私は資料要求をいたします。身上調査書にはどのようなものが記載せられておるか。身上調査書の現物をひとつ持ってきていただきたい。その上で私はあらためて質問をやりたい。だから、私は質問を留保させていただきます。

○勝尾政府委員 行刑当局といたしましては、まず所内における行状でございまして、したがって第八というところでございまして、それから本人の知能、健康状態、これについて行刑当局としての責任を有する資料を一通は持っております。それから第九番目の作業費と金等については、釈放後の生活の問題が直接結びつくこととございまして、

で、作業費と金及び領置金。この三つを行刑当局としては重点的に考えております。
○中谷委員 そのすると、当法案の関係の局長さんのほうにおいては、見どころとしては第二条については、いま矯正局長おっしゃったと同じようなことに相なるわけですか。

○中谷委員 おおむねさようなことになるわけでございますが、犯罪者予防更生法にこの関係の規定がございまして、すでに御承知かと存じますが、三十条の第一項に仮釈放の「審理は、本人の人格、在監在院中の行状、職業の知識、入監入院前の生活方法、家族関係その他の関係事項を調査して、行状」という規定があるわけでございます。これは調査のやり方といえれば調査のやり方でございますが、おのずからこれが行状に響いてくるかと思ひます。現在どういう場合に仮釈放を認めるかという問題は、御承知のとおり、仮出獄につきましては、刑期の三分の一を経過したというのが法律要件でございまして、そのほかに、御承知のとおり、刑法の規定で改悔の情があるということがございまして、そのほかにも再犯のおそれがないこと、それから仮出獄で出ることについて社会感情がこれを認めるというような観点もあわせて検討して、会議の結論を出しているわけでございます。

○中谷委員 いや、答弁が先ばしつていたわけだわけです。仮釈放審査規程の第二条の関係はどうか。仮釈放審査規程の第二条の関係をどうなるのですかとこのことを聞いたのですから。では、もう一度矯正局長さんにお尋ねします。第三条の関係をどう見どころになるわけでしょうか。特に法の三十条を担当局のほうではお引きになりましたから、三十条との関係において、ひとつこの第三条の関係をどのように見どころといふのを言ってください。

○勝尾政府委員 第三条の關係につきましては、これは收容者に関連すること、私のほうで正確な資料を持っておりますので、委員会のほうの参考としてこれらの事項について記載をするわけでございますが、やはり委員会のほうの關係を考えると、行刑当局といたしましては、一から四と

いうことでございまして。「犯罪時ノ年齢 刑期 犯数 犯罪ノ性質、動機及情状」これらの点について、行刑当局としては慎重に、できるだけ詳しく記載をいたします。

○中谷委員 それでは時間もなんでしょうし、質問をこの程度にしますが、そうすると、担当局長にお尋ねいたしますけれども、特赦、恩赦の場合でも、特に問題になる、社会がその事件についてどう思っているか、社会感情というものが配慮されるのだとおっしゃいましたけれども、それは法の三十条で申しますと、「その他の関係事項」というところに入るわけでございますか。特に担当局長のほうでは、法の三十条としては、職業の知識とか、入監入院前の生活方法とかいうようなことが、法の三十条には出ていないわけですか。二十四年の混乱時代の法律ですから、こういう点が非常に問題があったと思うのですけれども、そうすると、仮釈放の審理にあたって問題に現在しておられるのは、三十条に記載してあることもさることながら、「その他の関係事項」というような点のほうにウエートが移ってきている。そうなら、犯罪者予防更生法の三十条の審査の基準というものが、この機会に整備する必要があるのではないかと、この点いかがでございますか。

○中谷委員 御指摘の点でございまして、必ずしも審査の中心が「その他の関係事項」に移ってきているということもなからうと思ひます。しかしながら、社会感情関係の調査ということになりますと、この「本人の人格」云々という各事項には直接当たりませんので、その点の調査は、関連事項といふことになるであらうと思ひます。

○中谷委員 では、最後に大臣に一点だけお尋ねしますが、仮釈放の審理というものが適正、かつ、公正、かつ時代の動きに即応したものでなければならぬということは、私当然だろうと思ひます。それはもう増員ということ以前の問題だろうと私は思ふ。そういう点になってみましても、どうも仮釈放審査規程を読んでみましても、三十条を読んでみましても、審査の基準というものが、

現在のこの大衆社会状況というが、高度に発達した経済社会の中における犯罪者の仮釈放の基準として適切なものかどうか。私この二十四年当時の法案の審議のときの会議録も読んでみましたけれども、どうもわれわれが現在考えていることと違ふ点に力点が置かれて審議もされていくように、こういう感じもするのです。これらの問題について法三十条というものがあつたのですけれども、私はひとつ適切な運用基準というものを確立してもらわなければいかぬという点を要望したいと思ひます。

それから委員の増員増員とおっしゃるのです。委員というのは、主としてどんな人が委員になるのですか。

○西郷政府委員 委員でございますが、現在の委員の構成を簡単に申し上げますと、現在四十四人です。そのうちの大抵は更生保護関係の出身者でございます。数で申しますと、三十一名まででございます。それからそのほかには矯正関係の出身者、それから検察官出身者も若干ございます。それからそのほかに行政官と申しますか、そういうような系統の方も若干名おられます。

○中谷委員 平均年齢は……。

○西郷政府委員 平均年齢の調査は、いたしておりません。

○中谷委員 どうせお年寄りの方が非常に多いのじゃないかと思うのですが、私は、年齢などにかかわらず、非常に新しい感覚をお持ちになつた方もおられると思うので、そのことをとやかく言うわけではありせんけれども、もう一度申しました感じと、いま一つは法の三十条、この仮釈放の審理という、この基準になつてゐる条文を見た感じでは、こういう何かもし非常に古い感覚で仮釈放というふうなものが取り扱われた場合には、必ずしも実態にそぐわないものがあるのではないかという感じも受けるわけでございます。ひとつその点について大臣の御所見を承つて——委員長

は法案審議については私の質問はこの程度にしてはと言つても、どうもそういうわけにはいかぬので、もう一点だけ質問があるのです。犯罪者予防更生法について、この点について、まず大臣の御見解を承りたい。

○西郷政府委員 まことにごもつともな御意見と存じますので、時代に即応するように検討してまいりたいと思つております。

○中谷委員 もう一点だけ。ちよつときようはこの点は質問をどうしようかと思ひましたが、やはり質問をいたします。

○高橋委員 根本問題……。

○中谷委員 犯罪者予防更生法に關して根本問題で質問をいたします。恩赦について——犯罪者予防更生法にこれは関係ありません。この恩赦について、いろいろな批判がありました。どんな批判がありましたか。大臣のお口から、明治百年恩赦というものはこれは実施されたわけですが、どんな批判が主としてありましたか。どうも、ひとつお答えをいたしたいと思ひます。

○西郷政府委員 あれを實行いたしましたとき、趣旨等がやはり徹底しないためかと存じますが、いろいろの御批判もあつたことを耳にしておりますが、その中で、一つは選挙違反者の救済じやないかというふうなこともいわれておつたようでございます。その他いろいろの御批判があつたと思ひますが、きわだつて申されたのは、その点じやないかと思ひます。

○中谷委員 同僚委員のほうからも質問があるようでありまして、社会党としてもやはりこれはお尋ねをしておきます。大臣の御所見を承りたい。個人的には非常に言にくいけれども、あえて申し上げます。法務委員長さんが日曜日の日、愛媛県の県連大会で白石さんという元県議員さんのために大いに談じておられる。そのことが新聞の報道に出ております。その内容については、産経新聞ですが、次のようになってゐるわけですが、まあ全部は読み上げません。こうなつてゐる。恩赦というものは明治百年を記念したものだ。だから白

石君については「少々の反対があつても一カ月以内に実現する。もしそうでないなら……」あとにはちよつと読むにたえまなしというふうなことを言つておられる。こんなことは、大臣として、審査会の委員長はきようは御出席いただけなかったのだけれども、どういふふうに思われますか。審査会というものがあつた。それで一人の人間の復権問題について、おれは一カ月以内に実現するのだ。これはここに新聞があらまうから、大臣のお読みいただいてもけっこうです。実は私の部屋に入つてきたら、たくさん持つてきた人がおる。そういうふうなことに、私は言ひにくいことだし、聞きにくいことだけれども、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

それと、いま一つ、選挙違反についてはとにかく、復権恩赦については特急で、その他の違反の恩赦については進行というふうなことが、新聞でいわれております。担当局長にお尋ねしたいのですけれども、現在一体どの程度の恩赦の申請が出て、それがすでに審査会で恩赦の恩典に浴した内訳は、どういふ事件が何件なのか、それだけひとつお答えください。

○高橋委員 いまの事実ははっきりした上で答弁をしてもいい。産経の記事がうそですから、私さつき編集局長に抗議を申し込んで、取り消しの要求をしております。皆さんに選ばれた法務委員長、そういう軽率なこと申し上げません。うそです。詳しくは申し上げていいのです。そんな問題になるようなことじやありません。だから、産経の記事は全然でたらめであるといふことをここで私から申し上げて……。

○中谷委員 ちよつと待つて下さい。じや、私のほうからこういふふうな質問をいたしておきます。委員長のお話のように、そのことが事実と反するのだといふことであれば、私は非常にけっこうだと思ふ。ただし、少々の反対があつても一カ月以内に実現する」といふふうなことを、仮定としてそんなことを発言した人かおつたとす

るならば——委員長が言つたとは言わない、委員長は自分と言つたといふおしやるから。そういうことを言つた人がおるとするならば、これは一体法務大臣いかがですかという、仮定の問題として私は大臣の御見解を承つておきます。

○西郷政府委員 いま中谷さんの御質問につきましては、委員長からも御意見がありました。仮定だといふふうなおことばがついておられますけれども、法務大臣として所管に關する事項でございますから、仮定のことである御意見を申し上げることは適當でないと思ひますが、私もそういうことでございませう。委員長からも御意見を承り、実際に私はその新聞を拝見してございませうので、それを拝見してみたいと思つております。

○高橋委員 中谷君、架空な事実に基つて貴重な時間を浪費されては困るわけで、私は、法律にきめたこととやらをやらなければならぬ。法律無視の風潮が横行してゐる。一つはゲバ棒、一つは恩赦令というものが、はつきりしたものを事務的にこなさなければならぬのに対して、妨害運動をなすときはナンセンスもはなはだしものだ。したがつて、事務的にこれは法律どおり行なわれるのであつて、したがつてこれは一カ月もその上も今後延びるようなことがあつたら、事務怠慢だといふふうなことで、一カ月以内に必ずやるだらう。それがやれないくらいだったら、腹を切つてもいいやうなものだけれども、腹を切らぬで済むには、やめてもいいといふやうなことを言つたけれども、これは覺大会で、内輪で四、五十人集まつてあわあ言うらしいから、先制攻撃でよくが安心しろと言つたのであつて、法律どおり早くやつてくれなければいけません。法律にきめたことをやつちやいないといふやうな妨害行為をすることはナンセンスであつて、法律どおりやつてもいいやうなことをこの際私からも言ひたいし、そういうやうな意味のことを、法律どおり、恩赦令どおりやつてもらいたいといふことを言つた。

○中谷委員 私自身も、同僚議員からの関連質問もあるようですから、この程度にしておきますが、高橋委員長は、これは架空のことなんだとおっしゃるのだから、私もこれ以上しつこく言うのは何だけれども、聞き直して言えば、架空であるかどうか、こんなことはわかりはしないですよ。このとおりであるかも知れぬ。だから問題は、あえてこんなことを仮定の問題として言った人がおれば、これは不適当なんですよ。大臣として、こんなことは法務行政の最高責任者として——本人も不適当だと言っているのです。御本人もこんなことはいけないことだと言っているのだから、大臣が不適当だということをおっしゃるというのには、おかしいじゃないですか。要するに、一月以内に私は実現してみせるといふようなことを言っているとしたら、不適当でしょう。そういう言い方をしておかしいのでしょうか。そんなことを言う権限というものは、われわれにはないわけなんですよ。法務行政というものはそんなものではないでしよう。大臣がおっしゃった、私は何もこれ以上申し上げることはありません。いかがでしょう。

○西郷國務大臣 私の立場がございまして、さように慎重に、これは先ほどお答えいたしました、言うべからざることを言うこと、また適当でないことを言うことがありますれば、それはもちろんどういふことにいたしましたとしてもよくないことであると思ひますが、事実に関連してのこと、は、いまここでお話を伺っただけでございまして、法務大臣として、事実調査せぬであれこれ申し上げることは、差し控えたいと思ひます。

○高橋委員長 新聞報道の正確なのは、愛媛新聞というのと読売新聞に出ているのが、これは正確です。私の言ったことを、産経は全然間違っているから、これは読売と愛媛新聞という地元の新聞を調べてみてください。調べればわかりますよ。読売は比較的正確です。

○中谷委員 これ以上お尋ねはしませんが、読売新聞愛媛版、正確だとおっしゃる新聞には、「高

橋英吉代議士、白石春樹前県議の恩赦は一月以内にきまらね、そうでなければ、法務委員長である私は代議士を辞職して申し開きをする」といふふうにおっしゃっている。こういうことが適当かどうか——私ばかり言うていても何でありまして、同僚議員が関連を求めていますから、それが正確だというなら正確だということで、同僚議員のほうは質問していただきましよう。犯罪者更生保護については、きわめてきょうの御答弁、私不満です。また同僚委員の質問が終つたあとで、質問させていただくかもしれませんけれども、私はこの程度で質問を打ち切ります。

○松本(善)委員 関連して。この問題は、犯罪者の予防更生ということがほんとうに公正に行われるかどうかというところは、これはたいへん重要なことでもあります。恩赦が公正に行われるかどうか、あるいは仮釈放が公正に行われるかどうか、私たちはこの問題を、単に党利党略というふうなことで取り上げているのでは決してない。法務行政が、こういうことがなまはにかに、いかにげんに済まされていったのでは、国民の不信というものはますます大きくなり、その関係者が高い地位におればおるほど、そうである。だから、お聞きするのではありませんが、その前に、やはり事実に基づかなければならぬので、委員長にちよつとお聞きしておきたいのでありますが、先ほど来御発言でございすけれども、いま中谷委員も読み上げましたけれども、やはり活字にするには、新聞社といえども、全く事実無根のことを新聞が書くといふことも、われわれ考えられないのです。それは不正確なこともあり得る、これはある程度わかります。しかし、この間の駐米大使の発言、下田発言にいたしましても、新聞記者の責任に全部してしまつた。これはけしからぬということ、外務省の記者からも抗議がいつている。やはりすべて全く事実無根といふことなのかどうか。もしそうならば、新聞記者が責任をとらなくちゃならぬと思ひます。全く事実無根であつたらば、そういう意味で、私の知っている範囲の新

聞では、「白石氏の恩赦は一月以内に決まるだろう。そうでなければ法務委員長の私が許さない。もし実現しなければ代議士を辞任してでも県民に申し開きをする」という趣旨のことを述べたと報道されておるのであります。これは全く事実無根なのか、それともそれに近いようなことをどういふふうと言われたのが、それがこう報道されたのじゃないかといふことをおっしゃつていただきたいと思ひます。

○高橋委員長 職をかけてということはいました。言つたことを言わぬといふような男らしくない高橋英吉ではありません。いまの、法務委員長として許さないといふようなことは言いません。白石問題について大いに説明をいたしました。その中に、法律どおりやつてもらつておるんだから、恩赦令というものがあつて、当然これは許されるべきものであるから、こゝ一月以内にくだらう。恩赦になるだろう。もしそれがならぬくらいいだつたら、腹を切つてもいいやうなものだ。だから衆議院議員くらい辞職するくらい覚悟でいるから、皆さん安心しなさいと言ひました。それは内輪だから、みんな心配してゐるから、なるかならぬか、妨害運動があつて心配してゐるから、その妨害運動というのは、法律監視の思想であり、およそナンセンスだから、その成功することはないんだ。事務的に公平に行なわれるから、法律どおり行なわれる。恩赦令どおり行なわれるから、一月以内にくだらう。私腹を切つてもいいくらい、辞職してもいいくらいだから、諸君、安心しろといふふうにと志諸君に言つた。それくらいは言ひました。だから、それは愛媛と読売にやや私の言つたことを正確に伝えております。読売はちよつとニュアンスは違ふようだけれども、そう言つてゐる。法務委員会の問題でもないし、私が法務委員長としてややく言う必要もないわけで、国民の一人としては、妨害運動が行なわれておると同様に、妨害の自由があると同様に、私も要請の自由、援護の自由があるから、それはどこまでもやりましよう。ぜひ早くそれはやつてもらふなければいかぬという考え方は持つてゐるけれども、圧力をかけたり、法務委員長としてややく公式の行動に出たことはいし、そういうことを言つたことはありません。

○松本(善)委員 それでは法務大臣にお伺いをいたしますが、問題になりました県議を失格した白石氏、県知事選で総括主宰者として公選法違反で一審、二審有罪といふことで、明治百年恩赦を受けるために上告を取り下げて有罪が確定しているといふことで非難を受けてゐるわけですから、この白石氏の恩赦の問題は、どうなつておりましたか。

○西郷國務大臣 中央更生保護審査会に受理されております。

○松本(善)委員 それはいつごろ法務大臣に意見具申がある予定ですか。

○西郷國務大臣 そのことは更生保護審査会がいつやりますかわかりませんので、その点はお答えしかねるのでございします。

○松本(善)委員 一月以内といふようなことがありましようか。

○西郷國務大臣 なるべく早く審査をやりたいといふので非常に御勉強になつておると思ひますが、やはり案件が多いので、相当時間がかかるのではないかと私は見ておりますが……。

○松本(善)委員 かりにも選挙違反を助けるための恩赦だ、先ほど法務大臣もそういう批判があつたといふことを言われております、そういうような非難を受けることのないような犯罪者の更生保護あるいは恩赦という、こういうふうな法務行政が行なわれるべきではないかと考える。いささかもそういう非難は受けない、法務省のやつておることは、これは公正厳正なんだ、だれが見てもうしろ指をさされるようなことはないといふ法務行政でなければならぬと思ひます。法務大臣、それについて所見を伺ひたいと思ひます。

○西郷國務大臣 いまの御意見と全く私も同感で

あります。

○松本(善)委員 終わります。

○中谷委員 同じことですが、いま大臣に誤解のないようにお願いしておきたいと思うのです。急いでやっておくというのはいわゆるこの復権令、政令第三百十五号の復権令に基づく特別復権について、とにかく審査を急ぐ趣旨であつて、い

やしくも委員長がとにかくその点は言ったんだ。一カ月以内に責任を持つとか持たぬとかいうふうな、特定の人間のものだけを執行でなくて、特急で行くとか、急行で行くというふうなことであつては、とんでもないことですよ。私はそれが一点。あたりまえのことだけれども、念のために私はお聞きしておきたい。

いま一つ私がお聞きしたいのは、いわゆるこの復権令の、明治百年恩赦にあたり行なう特別恩赦基準の七の、特別復権の基準というのがありますけれども、何も選挙違反だけ先やれ、交通違反とかその他はあともいいんだというふうなことは、この条文からは出てこないでしょう。何か一部の人はそういうことを言っている。選挙違反はとにかく特急だ、その他のものは執行でいいんだというふうな、そんなばかなことは絶対にない。国民に対するとにかく法の保護というものは、あらゆるものについて厳正かつ適正、公正でなければならぬ。早くやるというものは、すべての審査について早くやる。そうして許すべきものは許し、許すべからざるものは断じて許さぬ、こういうものであるというのですが、それは大臣あたりまえのことですけれども、念のためにお聞きしたい。

○西郷國務大臣 いま私の答弁のことばじりでおしかりを受けたようでございますが、これははなはだ私の不本意でございますが、いかなる意見が世間にあるうとも、当然、法務省としては厳正にこれをやっていく、これは当然の任務でございますから、さような態度で今後ともやることと思ひます。

○高橋委員長 山田君。

○山田(太)委員 先ほどの中谷議員並びに関連で

松本議員からの質疑がありました、この明治百年の特別恩赦の問題でございます。これは、私といひたしても、考えようによつてはゆゆしき問題である。したがつて、現在までにこの特別恩赦を許可したその内容と、それから件数、これはもう当然おわかりになつてゐると思ひますから、これについてまず冒頭にあたつて御答弁を願ひたい。

○鹽野政府委員 きようは恩赦のお尋ねがあると思ひませんが、私の記憶で申し上げることをお許しただけです。現在まで中央更生保護審査会が受理した明治百年恩赦関係の恩赦の申請は、約二千件でございます。そのうち、現在まで処理したものが約千件でございます。半分処理しているという状況でございます。

その内容をお尋ねでございますが、どういふ御趣旨であるのか必ずしも的確に把握いたしかねますが、罪種で申しますれば、七割ぐらいが公職選挙法違反であるうかというふうに思ひます。

○山田(太)委員 この処理した千件のうちの七割が公職選挙法違反。その公職選挙法違反をもう少し内容を区別して、たとえば買収あるいは供応等と形式犯と分けてみたら、どのくらいの数になりますか。

○鹽野政府委員 ただいま申し上げましたように、正確な統計を用意しておりませんので、きわめてこまかい数字は申し上げられないのでございますが、いわゆる形式犯的なものは、非常に少ない数であると思ひます。

○山田(太)委員 いわゆる形式犯的なものは少ない数である、ここが大きなポイントだと思ひます。したがつて、先ほど大臣の仰せになつたように、この明治百年恩赦が世に上るゝな批判があつた。その中でも、ことに選挙違反者の復権をはかつた恩赦であるという世に上るゝうわさが、現在までのところでは事実となつてあらわれてきておるわけですね。先ほどの委員長に關しての新聞紙上をにぎわしている一カ月以内に云々などということ

がもしあつたとしたならば、これはもちろん大問題のことでございます。政治不信につながる問題でございます。一番国民が心配してゐるのは、この明治百年恩赦が、先ほど申し上げたように、選挙違反者の復権をはかつてゐるんじゃないかということに一番疑惑の眼を注いでおつたわけですね。われわれもその一人でございます。ところが、いまの答弁にありましたように、それが如実に数字となつてあらわれてきておるから、一そう国民の皆さま方の政治に対する不信に通じていくことは、如実の事実となつてあらわれます。この点に對して西郷大臣はどのような見解を持たれるか、御答弁をお願いしたいと思います。

○高橋委員長 いや、ちよつとぼくの名前が出たから、私も一言申し上げたいんだが、一カ月以内に恩赦が実現するだらうということ、法律の命ずるところの手続を法律の命ずるところに正しく行なつてくれれば、一カ月以内で決定するはずであるということをお尋ねするわけですね、これは、法律の命ずるところによつて事務的にやるんだから、その事務の滞りとか遅延とか来たすようなことがあつては、これはたいへんだという意味を言つたわけなんです、一カ月はそういう意味ですから、それはひとつ誤解のないように……

○西郷國務大臣 ただいまのお尋ねでございますが、約二千件のものを受理いたしました中央更生保護審査会においては、慎重に検討なさつておると思ひますので、その結果につきましては、私もあれこれ申し上げられないわけでありませう。

○山田(太)委員 大臣は、何を答弁なさつてゐるか、自分でわかつてゐないのじゃないかと思ひます。自分ではわかつてゐないのじゃないかと思ひます。この国民の政治不信に對して、大臣はどのような見解を持たれるか。結果がこうなつておるが、大臣はどのような見解を持たれるか。こんなごまかしたようなやうな返事じゃ、大臣の答弁にはならぬじゃないですか。

○西郷國務大臣 そういふごまかしとかなんとかという考えは、毛頭ございません。まことに慎重に御答弁しておるのであります。先ほどお尋ね

のように、いま保護局長が申しましたとおり、すでに受理いたしましたものの七割は選挙違反である、そういうことでございます。私も初めてと申します。七割もあるかというふうな思つたのであります。それが、いまお尋ねのように、世に上るゝところと同じじゃないか、そういう御質問でございますが、これはそういう結果になつたわけでありまして、私があれこれ言うべきものじゃないと思ひます。

○山田(太)委員 それ以上の答弁は大臣はもうなさぬやうであります。では次に移ります。

この恩赦の処理ですね、二千件受理し、そのうち千件を処理した、そのうち七割は形式犯以外の、いわゆる世間でいへば質の悪い選挙違反とも申せましょうか、そういう人々が七割を占めておる。この点について、この受理と、それから、その処理が、法の命ずるままにそれを処理しておられるかどうか、それを明確にする用意がありますか。

○鹽野政府委員 法が示すところの処理という趣旨が、ちよつとわかりかねますが……

○山田(太)委員 先ほど同僚の中谷委員から質問がありましたように、選挙違反だけを早く処理するという政令ではない。したがつて、その政令の命ずるままに選挙違反だけを先に取り上げて処理しておつたのじゃ、これは当然法の命ずるままではない、そういうことを申し上げたのです。法の命ずるままに、ちゃんと順序に従つてそれがきちつと処理されておるかどうかというのを国民の前に明らかにする用意があるかどうか。これがもしできないとあつたら、たいへんです。

○西郷國務大臣 中央更生保護審査会におきまして厳正にやっておりますのでございませうから、そういう御心配はないものと私は思ひます。

○鹽野政府委員 選挙違反を優先的に審査いたしまして、その他のものをあと回しにするというやうな取り扱いは、審査会においてはいたしてありません。ただ、先ほど来や問題になつておりますが、たとえば選挙違反の場合にすべて受理順で

審査をしているかどうかということになりますと、必ずしもすべてが受理順で審査をしているということではないのでございます。これはどういうことかと申しますと、審査会の御方針といたしまして、選挙違反で恩赦にかかるという場合には、先ほど来御指摘のとおり復権するわけでありますが、さような場合に、もしも審査した結果、恩赦相当という結論の出る事件が、順番で審査しているためにたまたま次の選挙なら選挙に間に合わなくなってしまう、せっかく審査の結果は恩赦相当という結論になっても、その結論の出る時期がおくれたためにさような結果におちいるということとは、できれば避けたいというのが、審査会の委員さん方のお気持ちでございます。私も事務当局は、申請の書類にさような点があらわれているものにつきましても、先に審査会で検討を始めるように考慮するようにという指示を受けておりますので、すべてが受付順に検討されているという事ではないのでございます。

○山田(太)委員 いまの局長の御答弁は、受理順ではない。したがって、選挙違反の復権の時期の問題等々も考え合わせて検討を進めていく、要約すればこういう御答弁です。間違ひありませんね。——したがって、結局するところは、結果から見れば、選挙違反を先に取り上げるといふ結果になつていくということを言われておられるのじゃないですか。それと全く同じじゃないですか。言い回しが変わっただけじゃないですか。この点についてどう釈明なさいますか。

○磯野政府委員 必ずしも選挙違反だけを先に取り上げて処理していくということではないのでございます。

○山田(太)委員 もう一ぺん言わせなければいけませんね。先ほどの局長の答弁は、選挙違反を特別先に取り上げるわけじゃない。しかし、受理順ではない。選挙違反の場合は復権の問題があるから、その点を加味して処理をしていくようにしております、ということとは、選挙違反を先に取り上げるといふことと同じじゃないですか。これに對

しては答弁しにくいことだと思います、そのとおりばかりは反すうして言うただけだから。これは否定できませんか。

○磯野政府委員 審査会にかかっております事件は、いろいろな種類があることは御承知のとおりでございます。したがって、選挙関係のもござります。それからそれ以外のものもござります。それらにつきましても、原則としては受理の順序で審査をしていくというのがたてまえてござります。いま言ったようなケースにつきましても、それを先に取り上げるといふこともあるということをおし上げたわけでございます。

○山田(太)委員 そこで大臣に伺います。いまお聞きになっておたのとおりです。また、同時に、法のもとに国民は平等でなければならぬ、これは大原則です。したがって、原則は受理順に審査を進めますが——いまの局長の答弁です。しかし、復権の問題がありますので、それを早く取り上げるときもある、こういう御答弁です。これは一つは法のもとに平等でないという懸念がある。もう一つは、選挙違反を先に取り上げたというその結果は、この数字の上にも歴然とあらわれている。したがって大臣としてはこれからの——

済んだことはどうでもいいという意味じゃありません。これは国民一般の方々にたいへん大きな政治不信を巻き起こす原因になると思ひます。そうでなくてさへ、明治百年恩赦は選挙違反を中心とした恩赦であり、そして選挙目当ての、復権を目ざしたものであるとさえいわれておる。したがって、いままでの答弁で国民の不信がますます濃厚になることは、歴然としております。そこで、このいままでのやり方をそのまま踏襲していくのか、大臣として悪いところは悪いと改めるのか、その点について大臣の所信をお伺いしておきたいと思ひます。

○西郷國務大臣 御承知のとおり、この中央更生保護審査会というものは、独立して委員の方々の考案で運営していらつしやるものでありまして、法務大臣があれこれ指図がましいことはいた

すべき筋合いのものでないのでございます。したがって、私がいいとか悪いとかいうようなことは言える筋合いの委員会ではございませぬので、私としては、今後とも中央更生保護審査会の委員の方々の賢明な御判断によつてりっぱに運営されるものと信じております。

○山田(太)委員 法の正常な運営をはかるべき法務大臣が、ただ中央審査会が私の権限内じゃない、独立した機関であるからといって野放しにし、何の助言も与えないということをおしやるのですか。

○西郷國務大臣 御承知だと思うのですけれども、そういう独立した、またりっぱな委員の方々に構成していらつしやるものでありまして、いいにつけ、悪いにつけ、法務大臣があれこれ申しますことは、非常に誤解を生じます、差し控えるべきものであるというふうに私は考へております。

○山田(太)委員 それじゃ、いまの大臣の御答弁を反すういたします。よからうが悪からうが、法務大臣は何にも言わぬ、そういう答弁です。

○西郷國務大臣 非常に悪くとりまします、無責任きわまることを言っているじゃないかという御見解かもしれないが、そうではございませぬで、その審査会の立場と申しますか、位置と申しますか、それが法務大臣の指揮監督の下にあるというものでなく、厳然と独立してやっておる審査会ではございませぬから、私があれこれ口を出しますことは、非常に誤解を生じ、また差し控えるべきものであるというふうに、謙虚に私は考へておるのでございませぬ。無責任に、よくても悪くても野放しでいいじゃないか、そういう考へではございませぬで、りっぱな方々の構成しておられる権威ある審査会ではございませぬから、私はりっぱにやっていかれるというふうに期待をいたしておるのでございませぬ。

○山田(太)委員 これ以上大臣の答弁も望むべくもありませんので、今度は中央審査会の責任ある答弁をあらためていただくことにいたします。し

かし、法務大臣として、先ほどの御答弁の中には、大臣としてどちらかといえば無責任に聞こえる、そういう答弁があったということは、私は残念に思つております。

そこで、時間も過ぎておりますので、これから法の正常な運営をはかる意味において、大臣の姿勢をもつと検討すべきじゃないかということを一言要望しておきます。

そこで、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案について、先ほど恩赦法について質問を続けてきたわけではあります。この犯罪者予防更生法の委員会ですね、この構成メンバーについては、先ほど御答弁がありました。そのメンバーの中で検事の方がいらつしやる。この検事の方は、いわゆる世間でいう充て検という立場ですか。その検事の方は何名、どこにいらつしやるのですか。

○磯野政府委員 三名でございます。場所は、関東の委員会と近畿の委員会と中部の委員会と、各一名ずつでございます。

○山田(太)委員 そこで、これは素朴な私なりの考へでございますが、検察官の役目は、当然起訴、求刑、法に基づいて確信をもつて求刑をするわけではございませぬ。したがって、先ほどもお断りしたように、これは素朴な私の疑念でございませぬから……。そこでこの仮釈放、すなわち刑の中途において仮釈放を決定づける委員会の構成メンバーとして、充て検としてではありますけれども、検察官がこの立場におられることは、通常の人間の心理的な立場としてこれは常識で考えられることですが、あまり妥当じゃないのじゃないか、そういうふうには考へるわけですね。保護観察所とかあるいは刑務所長、そのような関係の人ならばこれはまた別でございませぬけれども、検察官が起訴し、求刑するといふ立場、ここに心理的な面からいっても一〇〇%妥当とはいえないんじゃないかというふうに思ふのですが、どうでしょう。

○磯野政府委員 御指摘の点でございませぬが、まず検察官というものは、求刑はもちろん法廷でい

は、ほとんどいいほど三分の一の刑期を終えてから仮釈放になるという人は少ないと聞いておるのですかね。この点が一つ。それから刑務所の場合、入所するときに、法律に暗い人に対してもこの仮釈放の点がはつきり本人に明示されてあるかどうかということが一つ。もう一つは、その身上調査書といえども、その中の内容の一部はお伺いしたましたが、これは数字でびちつとあらわれるようなお話しじゃなかったわけですね。散文的な、抽象的なことばでございまして。その抽象的なやり方によってこの仮釈放の判断が下されておるんじゃないかと思うのです。何かの基準がなければ、これは公正を欠くおそれがある、しろうとなりに考えても、その基準というものを、先ほどの同僚議員への答弁のような散文的な抽象的なことで済ましておるのだしたら、これはたいへんなこととす。やはり何かの基準で、点数制とか何とか、そういうものがちゃんとあるのじゃないかと私なりに考えるわけですが、この三点について。

○勝尾政府委員 判決の確定者が刑務所等に入所してまいりますと、三日から五日の間刑務所における行動の基準と申しますか、守らなければならぬ事情、いわゆる受刑の心得といったようなものを本人にオリエンテーションをいたしておられます。それからさらにパンフレットをつくりまして、その中に仮釈放のこと等の法律の条文、それから行状等がよかった場合には仮釈放になるというところを印刷したものを各収容者に配付をして、見せております。そういう意味におきまして、入所者に対する仮釈放の周知と申しますか、これははかっております。

それから次に、仮釈放の期間の問題でございまして、御指摘のように、刑法では三分の一ということが書いてございまして、ところが、この三分の一が現実には動いておるかどうかという点になりまして私の承知しているところでは、おおむね三分の二から五分の四というのが実情であると思っております。この点につきましては、やはり判決のある意味では実質的な面は是正といったような面

もありまして、その辺の問題については行刑当局だけではきめられないという問題も含んでいるんじゃないかと思っております。それで、実際の運用は、三分の二から五分の四というのが実情でございまして。

それからなお、行刑施設では、三分の一の相当日が参りますと、まず第一回の仮釈放の審査会というものを施設で開きます。それからさらに地方委員会に、だれだれが三分の一経過したということとを通知いたしております。さらにその後、おおむね月に一回、仮釈放の審査の会議を開いております。

それから最後のお尋ねの具体的な基準の問題でございまして。この点につきましては、本省の保護局長と矯正局長のほうの連名の通牒が出ておりますが、これはやはり内容的には抽象的でございまして、行状がいいことだとかあるいは作業の成績がいいとかいう、いわゆる抽象的な基準でございまして。そこで、各第一線の行刑施設ではどうしているというところにつきましては、これは非常に苦労をしております。どういう方法が最も適当かというところになりますと、中央のほうでこういやり方で採点をするようにということを決するだけの、私のほうのそこまでの自信のある研究がまだいたしておりませんので、これは各現場の状況をそれぞれ見ておられますと、ある施設では点数的なものを加味してやっているとところもございまして、それから点数というやり方ではなく、作業の成績等の方が方の方のカーブを見ると、これは各現場において、それぞれの施設でくふうをしておりますというのが実情でございまして。

しかしながら、そういうことでうまくいっているかというような問題でございまして、この点につきましましては、行刑施設のほうとして一応責任の持てる内容と申しますのは、所内における処遇といたうことに限られるわけでございます。その所内における処遇をいろいろ評価する際には、御承知のように刑務所には、保安課、作業課、教育課、医務課、あるいは分類課等、収容者の処遇に分担

をこまかくやっておりますが、それぞれの課の責任者全員をもって、一人の収容者について、それぞれの担当部門の角度からの意見を述べて、そこで一致したところで上申をする、あるいはしないとかいうことをきめているのが実情でございまして。

○山田(太)委員 そこで、最後に要望をしておきます。この問題はまた次回に質疑応答を続けていききたいと思っておりますが、いまの答弁の中で心配なのは、公平でない点が出てきやしないか。悪意でなくとも、意識しないで公平でない点が出てきやしないか。こういうことは、やはり刑務所に例をとれば、刑務所の所々によって違うということが大きな問題です。

もう一つは、パンフレットを配っておるといっても、一人一人によってやはりそこにおのずから了解点の差があると思えます。罪は情んで人は情まずということがあるし、やはり人間性を尊重するとういう立場からいっても、これは最高に公平でなければならぬ。したがって、ある意味においては、もう人権尊重の最高の立場から、期待権ということさえも考えていいのではないかとさえ思いうわけです。

この点は要望にとどめておきまして、きょうは質問を終わります。

○高橋委員長 これにて本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終了いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十七分休憩

――●――

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

法務委員会議録第六号中正誤

べ段 行 誤 正

三 三 末七 大澤(太)政府委員 小澤(太)政府委員